

外国人留学生等に係る博士論文（論文博士）の取扱いについて（申合せ）

（平成2年12月13日研究科委員会承認）

基本的には、「論文博士博士論文取扱内規」に基づき、所定の手続きを経て提出されたものであれば受理することができる。

ただし、提出資格の研究歴の算定については、個々の国の教育事情により異なるので、歯学研究科教務委員会で慎重に審査する。

なお、研究歴の内、2年程度は、本学で研究したものであることが望ましい。